

議案第34号 小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例について

小松島ステーションパーク設置条例(平成5年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
別表第2(第7条関係) ステーションパーク使用料				別表第2(第7条関係) ステーションパーク使用料				改正
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考	
行商、募金その他これに類する行為をする場合	日	840円		行商、募金その他これに類する行為をする場合	日	920円		
興行を行う場合	m ²	21円		興行を行う場合	m ²	23円		
競技会、展覧会、音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	21円		競技会、展覧会、音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	23円		
付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。				付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。				